【事業者情報】

**別添：申込書**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ・ | ｜ | |
| ｜ | |
| 郵便番号・住所 | 〒 | |
| 電話番号・メールアドレス | ｜ | |
| 商工会名 ※会員のみ記載 |  | 商工会 |

【商品情報詳細】※あてはまるものを□⇒■にしてください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 商品の特徴 | | | | | | |
| 【商品名】 | | | | | | |
| 規格 |  | | | （記載例） | １食(200g) | |
| 賞味期限 |  | | | | | |
| 小売価格（税込） | 円 | 小売価格（税抜） | | | | 円 |
| バーコードナンバー |  | | | | | |
| 包装形態 |  | | | | | |
| 原材料 | 別紙にて | | | | | |
| 販売実績（年間） | 円 | | | | | |
| ネット通販の有無 | □有・□無 ｜「有」の場合⇒商品ページの買い物かごの有無 ｜□有・□無 | | | | | |
|  | 年間売上金額： | | 年間販売個数： | | | |

その他、これだけは伝えたいこと、意気込みなどございましたらご記載をお願い致します。

|  |
| --- |
|  |

【商品の写真】

○商品の全体画像　　　　　　　　　　　　　　　○パッケージ表面画像

○一括表示画像

【注意事項】

お申込みにあたり、以下の注意事項をご確認ください。本申込書をご提出いただいた時点で、注意事項に同意いただいたものとさせていただきます。

　なお、申し込みは、「申込書」に必要事項を記入のうえ、PDFにてメール（[uchimi@counterworks.jp](mailto:uchimi@counterworks.jp)）でご提出ください。

１、商品販売について

　　商品は、申し込みする事業者様（以下「申込事業者といいます」）にて手配・運送・検品・追加納品・品質の保証、法令等に基づいた許可の取得・保険の加入等を行い、販売に十分な種類・数量・品質を確保するようにしてください。

　　申込事業者及び販売事業者は、スペースの規則に定められた販売方法および販売に関するルール（値札表示方法・導線・陳列・広告・決済手段の決まり等）を遵守し、商品の販売に尽力するものとします。販売状況の改善が必要とスペース、スペースの属する施設又は株式会社ＣＯＵＮＴＥＲＷＯＲＫＳ（以下「スペース等」といいます）が判断した場合は、スペース等と協議し改善に努めるものとします。

　　申込事業者は、出品及び販売を中途放棄した場合はスペース等の損害を賠償する責を負います。また残存する利用期間中に販売を継続することを目的として、スペース等が行った対処（販売人員費用、商品手配・返品、クレーム処理等）にかかった費用は、申込事業者の負担とし請求されるものとします。

２、スペースの利用について

　　申込事業者及び販売事業者は、スペースを利用にあたり、スペース等の指示、スペースの規則・遵守事項に従い利用を行ってください。万が一、スペース等に損害を与えた場合またはクレーム・事故・食中毒等が発生した場合は、速やかにスペース等の関係者全てに報告し、スペース等とその対策を検討し講ずるとともに、申込事業者の費用と責任において当該クレーム等の解決を行うものとします。また、申込事業者は、スペース等が損害を被った場合、当該損害を賠償する責を負うことにご留意ください。

　　申込事業者及び販売事業者は、善良なる管理者の注意義務をもってスペースの利用を行い、第三者を含む関係者に迷惑をかけることなく、利用目的に従い誠実に利用してください。

　　申込事業者及び販売事業者は、スペースの造作、内装、什器、備品等の変更または移動等を行った場合は、スペース利用期間の終了とともに必ず原状回復を行ってください。ただし特別な取り決めがある場合はこの限りではありません。原状回復を行わないことによりスペース等に損害が発生した場合は、申込事業者は当該損害を賠償する責を負います。また、解約等によりスペース等が原状回復せざるを得ない場合は、当該原状回復費用を申込事業者に請求できるものとします。

　　申込事業者は、スペースの利用または出品にあたり、知り得たスペース等の秘密情報および個人情報は本出品の目的以外に利用してはならず、また第三者に漏洩してはなりません。当該事項に違反し、スペース等に損害を与えた場合、その損害を賠償する責を負います。本項の内容は、契約の解除もしくは解約後も有効に存続するものとします。

　　申込事業者は、本出品申込後の出品キャンセル、日程変更、開催中の中途解約等の契約の解除または変更はできません。

　　申込事業者は、本出品申込に関連して、スペース等に損害を与えた場合はその損害を賠償する責を負います。

　　申込事業者及び販売事業者は、スペースまたは商業施設の工事・補修等、天災地変、火災、疫病、テロ等により、利用期間中であってもスペースが利用できなくなる場合があることに同意します。

　　申込事業者及び販売事業者は、スペースが利用中であっても、スペース等の監査・調査等の要望や官公庁その他機関からの要望・対応により、一時的にスペースが利用できなくなる場合があることに同意します。

　　申込事業者は、スペースまたは商業施設と株式会社ＣＯＵＮＴＥＲＷＯＲＫＳ（以下「甲」という）との賃貸借契約等の契約が成立しないまたは解除となったことにより、スペースの利用ができなくなる場合があることに同意します。この場合、申込事業者に損害が発生しても、スペース等は一切の責を負いません。

　　申込事業者は、スペースの利用にあたり発生した販売に関する情報、写真や動画等のデータ、その他一切の情報は、スペース等が自由に無償利用することができるものとします。

　　出品費用は、【出品募集要領】記載の費用を適用します。別途、取り決めが必要な費用がある場合は、申込事業者と甲で取り決めるものとします。甲は、甲が受領した売上金又は売上金から商業施設等によって手数料（クレジットカード手数料等を含む）を引かれた金額から、経済条件にて定めた売上歩率を控除した金額を、申込事業者の指定する金融機関の口座に振り込み支払うものとし、毎月1日から末日までの売上分については翌月末日に支払うものとします。

３、禁止事項

　　申込事業者は、以下の行為を行ってはいけません。

　　（１）権利や業務を第三者に代理代行させること

　　（２）地位または債権の全部もしくは一部を甲の承諾なく第三者に譲渡または担保に供すること

（３）スペース等の商号・商標・名称・営業所名その他を事前の許可を得ずに使用すること

（４）スペース等に申込事業者もしくは第三者を、居住、宿泊等させること

（５）甲（同社のサービスを含む）を通じて知ったもしくは知り得た取引先と甲を通じずにスペース利用に関する取引を行うこと

（６）自らが反社会的勢力であること、反社会的勢力と関係を持つこと、反社会的勢力に便宜を図る等の反社会的勢力に供する行為

（７）その他、スペース等が不適当と認めた行為を行うこと

前項（１）について、申込事業者は、甲に書面の許可を得ることにより、出品に関する業務を第三者に委託することができます。この場合、当該委託先の行為等は申込事業者の行為と見做され、スペース等に損害が発生した場合は、申込事業者は当該損害を賠償する責を負います。

　本条に定められている禁止事項または出品や出品契約が履行困難となる事象（資本の減耗、移転、倒産、信用の毀損、その他契約の締結等を含むがこれらに限らない）が発生した場合は、スペース等はスペースの利用および出品を中止・停止し、契約の解除もしくは解約を行うことができます。これにあたり、申込事業者に損害が発生したとしても、スペース等は一切責任を負いません。

　本条および本出品申込書に関連し、申込事業者がスペース等に損害を与えた場合は、申込事業者は当該損害を賠償する責を負います。また当該損害の範囲には逸失利益を含みます。また本条に定められた規定は、契約の解除もしくは解約後も有効に存続するものとします。

４、暴力団排除に関する誓約

申込事業者は出展にあたり、以下のいずれにも該当しないことを誓約してください。なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、申込事業者等が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てることはできません。

（１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

５、準拠法および合意管轄

　本出品申込書は日本法によって解釈され、本出品申込に関する一切の紛争については、東京地方裁判所もしくは東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。